

質問4 「協会員＝士会員」、その他4点について

(該当箇所:p.15 平成30年度重点活動項目7-3))

理学療法士協会と比較して作業療法士協会の入会率の低さをどう考えておられるのですか？協会が方向性を示して頂いてそこに向かって協会員（士会員）が自己研鑽をしていく流れがないと作業療法士の専門性が多様化しているように感じています。現状の重点課題が医療分野のなかで求められている作業療法士と Link しているのでしょうか？現場の意識改革が先なのか、一人ひとりの作業療法士の職業観を変えていくのが先なのかわかりませんが、MTDLPが必要と感じながらも活用に至っていないように感じます。まず、入会率の向上と協会の方針を会員に伝える方法も検討して頂きたいと感じています。

回答

ご質問内容を整理させていただくと、下記の5点かと考えましたので、それぞれについてご回答いたします。

1) 「協会員＝士会員」実現のための具体的な新制度と工程表の作成と提示

作業療法士が医療・保健・福祉・教育・職業などの領域で、つど直面する諸課題に適切に対応し、目に見える成果を上げて作業療法士としての存在感を示していくことは、いつの時代にも増して強く求められているところです。協会と都道府県士会は緊密に連携し、会員一人ひとりに必要な知識と技能を伝達できる体制を整えつつありますが、この体制をさらに円滑に運用し、協会と士会が一体となって事にあたっていくためには「協会員＝士会員」（全ての協会員が士会に所属し、全ての士会員が協会に所属している状態）を実現することがきわめて重要であると考えております。実際には、各都道府県における協会の構成員と、各都道府県士会の構成員が必ずしも一致していない現実があることを踏まえて、今年度はまず都道府県士会における会員管理等の現況調査を実施し、それに基づいて「協会員＝士会員」実現のための新制度の案と工程表を作成。理事会の承認を経た上で、都道府県士会に提案することを計画しております。

2) 入会率向上に向けての取り組み

高い組織率の維持は職能団体として重要なことと認識しております。入会の最大の契機は養成校卒業時、就職時のため、これまでも養成校にご協力いただき、卒業時に協会活動についての紹介や入会の案内をお願いしてまいりました。さらなる働きかけとして、学生に協会の役割と入会の意味についてより分かりやすく伝えるための教材を新たに作成し、入学時ならびに卒業時にご活用いただくように養成校へ配布したところです。入会手続きの簡略化にも取り組んでおり、これまで書面申請に限っておりましたが、昨年度より Web 入会のシステムも稼働させております。また、各士会においても会員数を増やすための取り組みは各士会の実情に応じて様々な工夫のもとになされており、協会は47都道府県委員会を通じて情報共有、連携を図っております。

3) 会員への協会の方針の伝達

各年の重点活動項目、今回策定いたしました第三次作業療法5ヵ年戦略ともに機関誌へ掲載し、常に閲覧できるよう協会ホームページへも掲載しております。また、47都道府県委員会を通じて士会の代表者への伝達、意見交換も行っております。会員一人ひとりに5ヵ年戦略や重点活動項

目が浸透し、またそれに対する会員の活動や意見が協会に届く双方向のやりとりを通じて5ヵ年戦略や重点活動項目が実現されていくものと考えます。上記の手段に限らず、会員に届きやすい周知方法については今後も検討を重ねてまいります。

4) 重点課題と、医療領域で求められている作業療法士の関連

お書きになっている「重点課題」とは、第三次作業療法5ヵ年戦略の重点的スローガン「地域包括ケアシステムへの寄与」、または、それを受けての平成30年度重点活動項目「地域包括ケアシステムに寄与する人材育成体制の確立とその展開」を指しておられるのでしょうか。文章から、協会が掲げた「地域包括ケアシステムへの寄与」と、医療分野に従事している作業療法士の意識に乖離があるのご指摘と推測いたしました。過去に例を見ない高齢化が進み人口が急激に減少していく将来を見据え、地域包括ケアシステムの推進が謳われ、さらにその上位概念としての地域共生社会の実現が打ち出されていることはご承知の通りです。重点的スローガンを「地域包括ケアシステムへの寄与～作業療法5・5計画～」とし“入院医療を中心とした医療の領域に5割、保健・福祉・教育等の領域を含めた身近な地域生活の場に5割の作業療法士配置を目標”とする“作業療法5・5計画”を継続して掲げるべきかについては、理事会においても議論されました。その結果、この実現には時間を要するであろうが、医療専門職である作業療法士が医療機関以外の介護、保健・福祉・教育の場においても作業療法を提供するかたちを目指すことこそが、「地域包括ケアシステムへの寄与」に繋がっていくとの認識に立ち、継続して掲げることとなっています。また、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則及び指導ガイドラインが見直され、平成31年度から養成課程においても地域包括ケアシステムに資する人材育成がなされていくようになります。現在、医療分野に従事する会員が「地域包括ケアシステムへの寄与」を自らのこととして認識し、それぞれの現場で実践できるよう、まずは2)でお示したように協会の方針の伝達を継続して行ってまいります。

5) MTDLPの活用の推進

平成20年度の研究事業から始まり10年が経過しました。MTDLPを「作業療法士誰もが実践できる作業療法プロセスツール」として普及させ、「国民、他職種に対して作業療法の見える化を図るツール」として働きかけを続けおられます。MTDLP研修制度は生涯教育制度に位置付けられ、現在（平成30年4月期）、MTDLP基礎研修（概論）累計22,006人、MTDLP研修修了者累計4,407人、MTDLP指導者は131人となっております。各士会の研修開催・運営の努力と会員の意識向上が進んでいると認識しております。また、日本作業療法士協会事務局内に「MTDLP士会連携支援室」が設置されました。MTDLPの推進と実践者の育成は都道府県士会が主体的に図れるような仕組みが始まっております。平成30年度診療報酬・介護報酬改定では、ご周知の通り、厚生労働省は生活行為向上リハビリテーションの効果として、要支援者に対する生活行為向上マネジメントの効果に関する研究を示し、通所リハビリテーションに設けられている生活行為の向上のためのリハビリテーションに関する加算を介護予防通所リハビリテーションへ拡大しました。また、医療・介護連携に資するために、リハビリテーション総合実施計画書の様式が見直され、計画書の任意項目には、協会が作成する生活行為向上アセスメントが含まれることとなりました。しかしながら、MTDLPの手法を通し国民の健康に寄与するためには、会員一人ひとりの実践が問われているものと考えております。